

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴手続き)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受け取る。

2 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴を受け付けない場合)

第3条 傍聴を受け付けない場合は、次のとおりとする。

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- (2) 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 事務局の指示に従うこと。
- (4) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合)

第5条 傍聴者が、前条の遵守事項を守らない場合は、委員長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

別記様式

期日 _____

No. _____

傍 聴 券

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会